

長崎県知事

大石賢吾様

提言書

令和7年9月

長崎県市長会

長崎県内13市の市政推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

長崎県市長会は、令和7年8月に開催しました第137回市長会議において、本提言を決定いたしました。

全国的に少子高齢化・人口減少が進む一方で、都市圏への人口集中が続き、労働力不足や地域経済の縮小、老朽インフラの増加など複合的な課題が顕在化しており、限られた財源のなか、地方の基礎自治体に求められる行政需要は、ますます高度化、複雑化しています。

このような情勢下において、子ども・子育て支援策の充実や生活インフラの整備をはじめとする各種施策を推進していくためには、長崎県との連携、協力が必要不可欠であり、これまで以上に手を携え、県における取組みと地域の実情に即した施策を総合的かつ積極的に推し進めていくことが何より肝要となってまいります。

つきましては、厳しい行財政の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月

長崎県市長会

会長 鈴木 史朗

長 崎 県 市 長 会

長 崎 市 長	鈴 木 史 朗
佐 世 保 市 長	宮 島 大 典
島 原 市 長	古 川 隆 三 郎
諫 早 市 長	大 久 保 潔 重
大 村 市 長	園 田 裕 史
平 戸 市 長	黒 田 成 彦
松 浦 市 長	友 田 吉 泰
対 馬 市 長	比 田 勝 尚 喜
壱 岐 市 長	篠 原 一 生
五 島 市 長	出 口 太
西 海 市 長	瀬 川 光 之
雲 仙 市 長	金 澤 秀 三 郎
南 島 原 市 長	松 本 政 博

目次

重点提言

- 1 産科医療体制の整備について ----- P 3
- 2 子ども福祉医療費制度について ----- P 5
- 3 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について ----- P 7
- 4 学校給食費の無償化について ----- P 9

提言

- 第1 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 15
 - 1 都市財政の充実強化について ----- P 15
 - 2 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 17
 - 3 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 17
 - 4 廃棄物処理対策の強化について ----- P 18
 - 5 治水事業に対する財政措置等について ----- P 19
 - 6 地方バス路線維持対策について ----- P 20
 - 7 自然災害等対策事業に対する財源確保について ----- P 21
 - 8 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 22
 - 9 離島航空路線の維持について ----- P 23
 - 10 半島航路の維持・確保について ----- P 23
 - 11 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 24
 - 12 空き家対策への支援について ----- P 24
 - 13 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 25
 - 14 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 25
 - 15 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 25
 - 16 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 26
 - 17 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 26
 - 18 長崎県親子でスマイル住宅支援事業の復活について ----- P 27
- 関連資料 ----- P 28
- 第2 国民健康保険制度に関する提言 ----- P 40
 - 1 国民健康保険制度について ----- P 40
- 第3 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 41
 - 1 地域医療提供体制の確保について ----- P 41
 - 2 がんと共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 43
- 関連資料 ----- P 44
- 第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 45
 - 1 子ども・子育て施策の充実強化について ----- P 45
- 第5 介護保険制度等に関する提言 ----- P 47
 - 1 第1号被保険者の保険料について ----- P 47
 - 2 介護従事者の人材確保について ----- P 47
- 関連資料 ----- P 48
- 第6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言 ----- P 49
 - 1 長崎県地震等防災アセスメント調査の再実施について ----- P 49
 - 2 消防団協力事業所に対する更なる支援措置の充実について ----- P 49

第7	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 50
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 50
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 50
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	P 51
	関連資料	P 52
第8	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 53
1	道路網の整備について	P 53
2	地方における無電柱化事業の促進について	P 55
3	港湾の整備促進について	P 56
	関連資料	P 57
第9	農林水産業の振興に関する提言	P 64
1	農業の振興対策について	P 64
2	水産業の振興対策について	P 65
	関連資料	P 67
第10	地域経済の活性化に関する提言	P 68
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 68
2	工業団地の整備について	P 68
3	V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について	P 68
4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	P 69
	関連資料	P 70
第11	学校教育の充実に関する提言	P 71
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の 拡大について	P 71
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 71
3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	P 71
4	養護教諭の配置について	P 72
5	学校事務職員の配置について	P 72
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財源確保について	P 72
7	教育施策に係る人的措置の補助充実について	P 73
8	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 73
9	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 73
10	ICT 支援員配置のための支援について	P 73
11	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 74
12	統合型校務支援システムの導入について	P 74
13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 74
14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 75
15	特別支援学級編制基準の弾力化について	P 76
16	学校給食費の無償化について	P 76
	関連資料	P 77
第12	デジタル化の推進に関する提言	P 86
1	デジタルサービスの共同利用に向けた支援について	P 86

重点提言

〔重点〕

1. 産科医療体制の整備について

【提案・要望】

県内各地で分娩取扱施設が減少する中、ハイリスク妊婦の分娩を担う総合周産期母子医療センターや比較的高度な医療を担う地域周産期医療センターにおいても受入可能な産科病床数には限りがあるため、今後出産難民（分娩施設を見つけられない妊婦）が発生する事態が危惧される。

そのため、産科医の育成・確保に向けた実効性のある施策の立案・実施とともに、周産期母子医療センター以外の分娩取扱施設を対象とした設備の整備及び運営に対する補助等の支援制度の創設等、県民が安心して出産できる産科医療体制を整備すること。

【現状・問題点】

県内各地の分娩取扱施設は、出産数の減少による収益の減少や産科医や看護師、助産師などの人材不足も加わり、減少している。

特に、島原半島地域においては、半島最大の産婦人科病院の閉院により、今後は半島外で出産となる妊婦が発生する事態が考えられる。

住民が慣れ親しんだ地域で、安全かつ安心して妊娠・出産できる環境整備は人口減少対策の最も重要な施策であり、その基盤となる産科医療体制が確保されることは非常に重要である。

○ 分娩取扱施設数（助産所を除く）

医療圏	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
長崎	13	13	12	12	11
佐世保県北	9	8	6	6	6
県央	9	9	9	9	8
県南	3	3	3	3	2
五島	2	2	2	2	1
上五島	1	1	1	1	1
壱岐	2	2	2	2	2
対馬	1	1	1	1	1
合計	40	39	36	36	32

【各市産科施設の状況】

	令和7年4月1日時点で市内に分娩取扱施設・産科施設は何か所ありますか？	令和7年4月1日以前の過去5か年で閉院した施設数は何か所ですか？	分娩取扱施設・産科施設の維持、誘致のための支援事業を実施している場合は、事業内容を記載ください。
長崎市	19施設（産科施設数） ※分娩取扱施設不明	3施設	なし
佐世保市	5施設	2施設	「佐世保市診療所新規開設・承継支援事業」 開業（新規・承継）を検討している医師又は法人に対し、開業時に係る費用（施設・設備整備）の一部を補助。
島原市	1施設	1施設	なし
諫早市	5施設	なし	なし
大村市	2施設	1施設	なし ※今年度から市内分娩取扱施設が1施設減少したことに伴い、長崎医療センターに対する医療機器の整備に係る支援を検討中。
平戸市	なし	なし	なし
松浦市	1施設（産婦人科医院） ※分娩取扱施設なし	なし	なし
対馬市	1施設（分娩取扱施設）	なし	・長崎県病院企業団の負担金に周産期医療の確保、医師の確保、医療従事者の確保に要する経費が含まれる。 ・対馬市において北部地域の妊婦の負担を軽減するため、隔週木曜日に上対馬病院に産婦人科医師を派遣しているが、派遣費用について対馬市が負担。 ・北部地区の出産予定間近の妊婦に対して「対馬市安心出産支援事業」として長崎県対馬病院までの交通費と宿泊費を助成。
吉崎市	2施設（産科医療機関）	なし	なし
五島市	1施設	なし	分娩体制確保のため、五島中央病院に対して負担金を拠出
西海市	なし	なし	診療所の新規開設や承継に対し、建設費、医療機器取得費、診療科加算（産婦人科、小児科の常勤医を配置した場合）を対象とした補助を実施。 分娩取扱施設・産科施設への補助実績なし
雲仙市	なし	なし	なし
南島原市	1施設	なし	南島原市医療提供体制確保事業補助金概要 （1）診療所開設・承継補助金 ① 診療の用に供する建物の建設又は購入に要する経費 【開設の場合】 補助率1/2以内補助金の上限額 3,000万円 【承継の場合】 補助率1/2以内補助金の上限額 1,500万円 ② 診療の用に供する医療機器等の購入に要する経費 【開設・継承ともに】 補助率1/2以内補助金の上限額 2,000万円 ※主たる診療科目の設定、又は、開設場所によって加算あり （上限 1,000万円） （2）在宅医療促進補助金 ① 在宅医療の用に供する機器等の購入に要する経費 【新規開始のみ】 補助率1/2以内補助金の上限額 300万円

〔重点〕

2. 子ども福祉医療費制度について

【提案・要望】

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、こどもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が償還払い方式で行われているが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。併せて、市民の利便性や事務負担軽減のため、現在の高校生世代への助成を含め、全世代とも現物給付方式を導入すること。

【現状】

- ・長崎県においては、令和5年度に高校生世代を対象世代に加え、その支給方法は償還払い方式としている。
- ・同制度は3年間の試行的実施であり、令和8年度以降の補助制度については、検証を踏まえ再協議を行うこととしている。
- ・県下のすべての市町において、独自に小学生及び中学生を対象に医療費助成を実施している。

【問題点】

- ・高校生世代については、償還払い方式のため、市民からは、窓口でいったん自己負担額を支払う必要があることや、受診後の申請手続きが煩雑で手間がかかるとの声が多く聞かれている。
- ・償還払い方式のため、必要な審査事務にかかる事務負担が大きい。
- ・県補助の対象とならない小・中学生の福祉医療費の助成に係る財政負担は非常に大きなものとなっている。

○令和7年度子ども福祉医療制度実施状況

市名	自己負担	助成方法			高校生世代への 助成事業開始時期	
	800円/日 月上限1,600円	乳幼児	小学生・中学生	高校生世代	制度 開始時期	助成 対象月
長崎市	○	現物給付	現物給付	償還払	R5.10	R5.4
佐世保市	○	現物給付	現物給付	償還払 R7.10～現物給付	R5.10	R5.4
島原市	○	現物給付	現物給付	償還払	R5.6	R5.4
諫早市	○	現物給付	現物給付	償還払	R5.10	R5.4
大村市	○	現物給付	現物給付	自動償還払	R5.5	R5.4
平戸市	○	現物給付	現物給付	償還払	R5.5	R5.4
松浦市	○	現物給付	現物給付	現物給付 R7.4～	—	—
対馬市	○	現物給付	現物給付	償還払	R5.8	R5.4
壱岐市	△ 3歳児までなし	現物給付	現物給付 R7.4～	償還払	R5.5	R5.4
五島市	△ 3歳児までなし	現物給付	償還払 R7.10～現物給付	償還払	—	—
西海市	○	現物給付	現物給付	現物給付	—	—
雲仙市	○	現物給付	現物給付	現物給付	R5.8	R5.4
南島原市	○	現物給付	現物給付	現物給付 R7.7～	—	—

※現物給付の対象地域は、各市(及びその周辺市町)に限られる

※上記表中「—」は、県制度開始以前から高校生世代まで助成していた市

〔重点〕

3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。

さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要している。その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

現在、教科担当教員の兼務や非常勤講師等の加配が行われたことにより、教頭の授業時数を削減できた学校もあるが、全体としては副校長・教頭の時間外勤務の改善は依然として進んでいない。先示された、県教育委員会における教頭職の業務見直し案を早期に実現するためにも、教頭の役割や業務の見直しに関する協議をさらに加速させる必要がある。

令和3～6年度の時間外勤務教職員状況によると、副校長及び教頭の時間外勤務の延べ人数は増加傾向にある。

教育活動が活発化していることから、今後、さらに時間外勤務の副校長・教頭の人件増加が想定される。

【副校長・教頭の時間外勤務の状況について】*人数については、延べ人数

	校種	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
月あたり 45 時間超	小学校	87	111	110	105
	中学校	38	43	57	71
月あたり 80 時間超	小学校	1	14	11	6
	中学校	19	42	32	19
年間 360 時間超	小学校	4	14	35	35
	中学校	8	10	19	20

【教頭職の業務の見直し具体的取組案】

(1) 教頭が受け持つ授業を減らす

行政：教頭の教科定数配置を見直す。

学校：教頭の週当たり持ち時数は5時間以内を目指す。

(2) 教育委員会等からの調査等の依頼を減らす

行政：学校への文書発出について、教育委員会関係部署だけではなく、行政全体で調整する仕組みを作り削減に努める。

(3) 教頭の業務・役割を見直す

学校：調査等への対応は教頭だけでなく、他の職員と分担する。

学校：学校の開錠・施錠は、教頭の役割から外す。

学校：PTAの事務業務は、PTAに任せる。

(4) 学校運営を補佐する人材の役割を強化する

学校：主幹教諭・教務主任等による教頭の補佐業務を強化する。

行政：学校運営を補佐する人材を配置する。

(加配、再任用(教頭補佐業務)、SSS等の配置)

〔重点〕

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などを十分に踏まえたうえで、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

長崎県におかれては、全国より早いスピードで進んでいる少子高齢化・人口減少といった喫緊の課題等を解決するため、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」を策定し、基本戦略の一つとして、「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を掲げ、取り組みを進められている。

県と市町においては、本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○令和7年度 長崎県内全市（13市）における学校給食費無償化の所要額見込み

	市名	小学校	中学校
1	長崎	916	526
2	佐世保	677	425
3	島原	123	76
4	諫早	405	243
5	大村	400	233
6	平戸	67	43
7	松浦	55	40

	市名	小学校	中学校
8	対馬	76	49
9	壱岐	70	47
10	五島	81	54
11	西海	57	37
12	雲仙	108	65
13	南島原	102	66
	計	3,137	1,904

（単位：百万円）

小中学校合計
約 50.4 億円

○令和7年度 県内自治体（21市町）の学校給食費に係る支援

	自治体名	小中 完全無償化	一部無償化	物価高騰分の公 費負担	その他支援内容など
1	長崎市			○	
2	佐世保市		○	○	中学2・3年生無償化
3	島原市			○	
4	諫早市	○			
5	大村市			○	
6	平戸市			○	
7	松浦市			○	
8	対馬市			○	
9	壱岐市			○	
10	五島市			○	
11	雲仙市	○			
12	西海市		○	○	第3子以降無償化
13	南島原市		○	○	第3子以降無償化
14	長与町			○	
15	時津町			○	
16	東彼杵町	○			
17	川棚町	○			
18	波佐見町	○			
19	小値賀町				第2子以降半額補助
20	佐々町		○	○	中学校及び第3子以降無償化 第1子2割、第2子4割を補助
21	新上五島町			○	

○学校給食に関する実態調査の結果：文部科学省調べ（R6.6.12発表一部抜粋）
自治体独自の学校給食費無償化の実施状況（R5.9.1現在）

調査回答自治体数 都道府県、市区町村	何らかの無償化を 実施している自治体数	小中学校段階において全員を対象 に無償化を実施している自治体数
1,794	722	547（全体の約30%）

上記722自治体の財源（複数回答有）（R5.9.1現在）

①自己財源（ふるさと納税、寄付金以外）	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他（交付金、基金地方債等）	86

○長崎県内全市（13市）の学校給食費負担軽減の取組み【R7.7.1現在】

長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R7年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化 ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分の一部を公費負担 ・R7年度より市立の中学校第2・3学年及び義務教育学校第8・9学年の生徒の給食費を無償化 ※財源 中学校第2学年分：ふるさと元気基金等、中学校第3学年分：一般財源
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金28,000,000円 ・R7年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金33,779,000円（R7.4～R8.2）、一般財源2,623,000円（R8.3）
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（生活保護世帯を除く）の学校給食費を無償化 ・R7.4～食物アレルギー等の理由により弁当持参の児童生徒に給食費相当額を支援 ※財源：一般財源
大村市	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないように一般財源で補う
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より児童・生徒の給食費の1/2相当額を助成し、保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり ・R7年度（4月～3月）物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分を補助）予定 ※財源：国の臨時交付金
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円 ※財源：一般財源
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度 米価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担（10月～） ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担予定（4月～） ※財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）
西海市	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度から学校給食費補助事業：第3子以降の児童・生徒への学校給食費を全額補助する。 ※財源：一般財源と基金（ふるさと西海応援寄附金基金） ・R6年度から学校給食物価高騰対策食材費補助事業：現在の学校給食費では不足する食材費を補助する。 ※財源：一般財源と国庫補助（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への給食費の無償化・補助を実施 ※財源：ふるさと応援基金（一部）
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分を補助） ※財源：国の臨時交付金

提 言

第1 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、いわゆるガソリンの暫定税率や地方消費税を含む消費税など税制の改正に際しては、都市自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を都市自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい都市自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべ

き性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による都市自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

社会保障費の一層の増加が見込まれる中、地方創生の再起動、こども・子育て政策等の人口減少対策、国土強靱化といった重要課題に対応するために必要な財源が圧迫されることが予想される。都市自治体は昨今の物価高や人件費、金利の上昇など、避け難い歳出の増加に直面する中、行政サービスを安定的に提供し、様々な行政課題に対処していく必要があることから、必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を増額確保すること。

- ② 都市自治体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和8年度の算定から令和7年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、国土強靱化実施中期計画においても、この取り組みを継続的・安定的に進めるため、資材価格等の高騰等の影響を適切に反映しつつ、特に離島・半島が多い長崎県内における交通インフラの重要性を踏まえ、予算・財源を別枠で確保することを国へ働きかけること。

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としていることに鑑み、今後、浄化槽行政の更なる推進のため、浄化槽設置者の一部に限定されている少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の対象者を更に拡充するとともに、浄化槽設置に対する財政措置にとどまらず、老朽化した浄化槽の更新費用に対しても「浄化槽設置整備事業実施要綱」に記載された要件の有無にかかわらず財政措置を拡充するよう県から国に強く要請すること。

(資料 1-2 参照)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増してきていることから、施設の広域化や維持管理の共同

化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充について講じるよう、国に働きかけること。

(資料 1-3 参照)

4. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようになるため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な

実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

5. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な樹木伐採及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、樹木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として県管理河川の定期的な樹木伐採や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 1-4 参照)

6. 地方バス路線維持対策について

(1) 補助要件の緩和について

県単独補助制度について、補助要件のハードルが高く、結果、市単独補助対応となり市の負担が大きくなっていることから、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区における乗合タクシー等の運行に対する支援措置について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスや乗合タクシー等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援措置の拡充を図るとともに、国にも働きかけること。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、「地域公共交通確保改善事業費補助金」の要件に関わらず、国境離島住民の生活を支えるバス路線の欠損補助制度を創設するよう国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-5 参照)

7. 自然災害等対策事業に対する財源確保について

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響のないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村施工分についても対象事業として拡充されているが、令和7年度までの期限付きであるため、安定的な財源確保の観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。

(資料 1-6 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

8. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰している。

この度、ジェットfoilの更新において、国・県・地元自治体の支援スキームが示されたが、厳しい経営環境にある航路事業者にとっては、今回示された補助率（航路事業者負担：1/2）では所有するジェットfoilの更新を行うことは非常に困難な状況にある。

ジェットfoilについては、島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であることをご理解いただき、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、国の補助率の拡大など、更なる支援制度の創設を含め、

航路事業者の負担軽減対策を国に働きかけること。

(5) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-7 参照)

9. 離島航空路線の維持について

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。福江空港においては、さらなる就航率の向上を図るため、グライドパス及び滑走路視距離観測装置の整備を実施すること。

併せて、令和 8 年度中までに滑走路端安全区域 (RESA) の性能を満足させるための対策に着手すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の燃油高騰等における物価高や新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-8 参照)

10. 半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-9 参照)

11. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きいことや事業者が物価高騰の対策に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同率とすること。

12. 空き家対策への支援について

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第二十九条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

13. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

14. ふるさと納税に係る返礼品について

(1) ふるさと納税の返礼品の取り扱いについて

ふるさと納税の返礼品の取り扱いにおいて、都道府県とその都道府県内の市町村との間で、同一の返礼品を取り扱う事例が確認されている。

同一の返礼品の取り扱いに係る都道府県と市町村間におけるルールを策定するよう、国へ働きかけること。

また、一部都道府県においては、すでにルールを策定していることから、本県においても、国が策定するまでの間、県独自のルールを策定し、県内全域における効果の最大化を図るよう努めること。

(2) 送料の経費率について

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

15. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。

従来の公設避難所での受け入れに加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

16. 犯罪被害者等支援の充実について

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内全市において、犯罪被害者等支援条例が制定されている。この条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金が支給されることになるが、家賃助成及び転居費用助成の給付には自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

17. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

また、脱炭素化推進事業債の事業期間について、令和7年度までとされているなど、令和12年（2030年）または令和32年（2050年）の目標に向けた中長期的な計画に支障をきたしていることから、複数年で安定的に支援できるよう事業期間の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体の実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これ

は主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

18. 長崎県親子でスマイル住宅支援事業の復活について

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで出生率の向上や子育て環境の充実を図ることを目的とした「長崎県親子でスマイル住宅支援事業」について、県においては令和6年度に事業を終了したが、現在の社会情勢を鑑みても、少子化の流れに歯止めがかかっておらず、事業目的を十分に果たしたとは言い難い状況にあることから、県の事業としての復活を強く要請する。

併せて、事業復活にあたっては、従来 of 事業の申請基準を満たせず、事業を活用できないケースもあったことから、諸条件の緩和を行うこと。

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
長崎市	1,988,955	1,993,622	54,158	51,042
佐世保市	1,233,852	1,252,948	40,403	38,321
島原市	199,534	192,711	0	0
諫早市	3,999,583	5,912,729	39,336	39,697
大村市	1,447,165	1,624,245	20,237	19,584
平戸市	213,752	224,327	0	0
松浦市	176,925	179,837	0	0
対馬市	308,153	271,530	0	0
壱岐市	159,176	159,795	2,134	1,818
五島市	355,445	343,492	4,497	4,384
西海市	337,696	491,049	31,018	30,091
雲仙市	241,524	251,296	10,276	9,605
南島原市	173,263	165,231	7,606	6,650
県内13市の合計	10,835,023	13,062,812	209,665	201,192

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調査上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

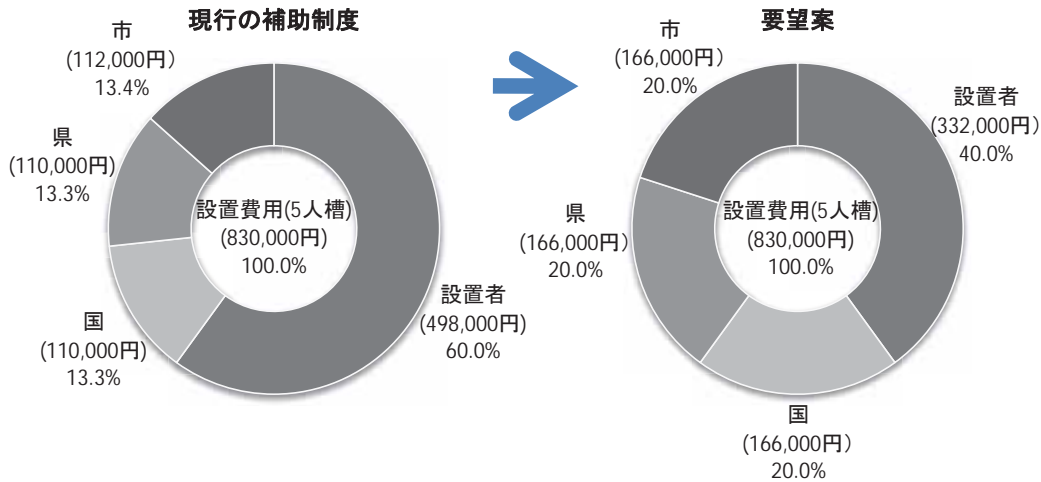
令和6年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R7.3.31現在)										令和6年度実績	
	住宅用途(基数)		住宅用途以外(基数)		合計		国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)				
	合併	みなし	合併	みなし	合併	みなし						
長崎市	2,767	2,450	317	456	322	134	3,223	2,772	451	14	5,304	
佐世保市	13,630	10,479	3,151	1,984	1,083	901	15,614	11,562	4,052	163	84,771	
島原市	7,458	6,701	757	1,193	969	224	8,651	7,670	981	424	295,302	
諫早市	7,340	6,943	397	939	685	254	8,279	7,628	651	91	41,016	
大村市	1,253	1,220	33	243	193	50	1,496	1,413	83	6	2,724	
平戸市	3,785	3,140	645	671	432	239	4,456	3,572	884	60	23,537	
松浦市	1,468	1,347	121	357	249	108	1,825	1,596	229	38	4,916	
対馬市	2,056	1,870	186	323	107	216	2,379	1,977	402	31	18,423	
壱岐市	2,624	2,518	106	342	294	48	2,966	2,812	154	59	24,980	
五島市	9,230	7,717	1,513	1,022	515	507	10,252	8,232	2,020	230	138,195	
西海市	2,628	2,550	78	554	431	123	3,182	2,981	201	29	10,578	
雲仙市	3,605	3,342	263	550	401	149	4,155	3,743	412	86	43,314	
南島原市	5,874	5,021	853	60	43	17	5,934	5,064	870	120	81,835	
合計	63,718	55,298	8,420	8,694	5,724	2,970	72,412	61,022	11,390	1,351	774,895	

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)・・・年間約20,862円 水道局営業課業務係確認

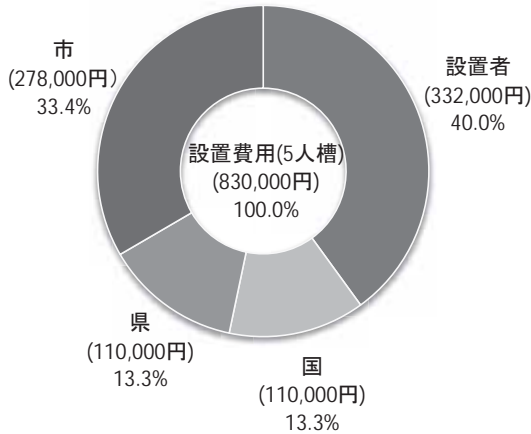
※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000円	332,000円	110,000円	110,000円	278,000円	498,000円
6~7人槽	1,035,000円	414,000円	138,000円	138,000円	345,000円	621,000円
8~10人槽	1,370,000円	548,000円	182,000円	182,000円	458,000円	822,000円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~50人槽	822	617	411	309

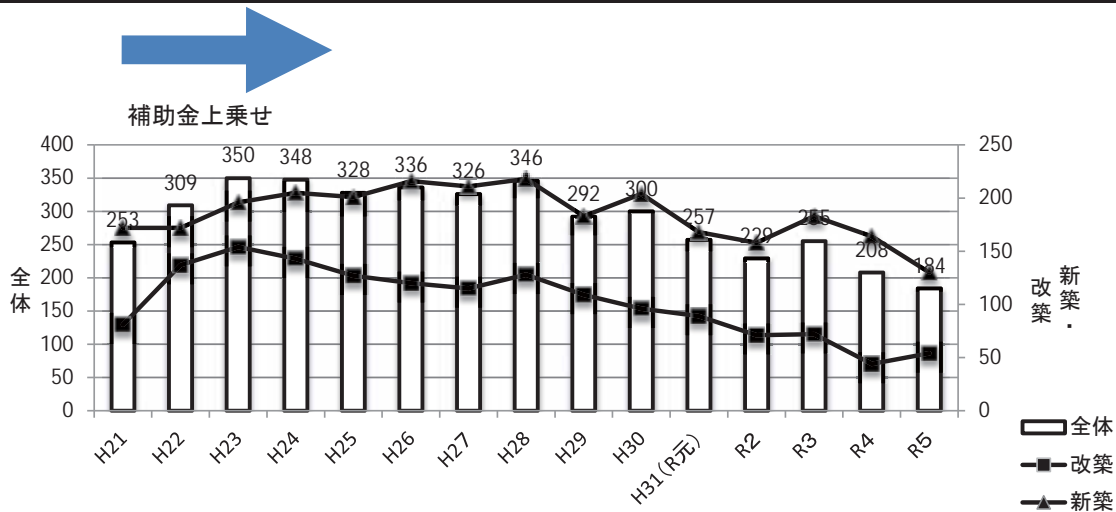
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6~7人槽	669	514	335	257
8~50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽のうち設置後20年を経過した浄化槽(佐世保市)

佐世保市において、下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽の基数は4,334基であり、設置後経過年数が20年を超えた浄化槽は、下表のとおりとなっている。

今後も、年間あたり約100基~150基程度、耐用年数を超えた浄化槽が出てくることとなる。

設置年度	H6以前	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
設置後経過年数	30年以上	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年
設置基数	350	139	117	119	154	132	153	149	149	148	324

資料1-3

公共下水道事業概要 (R6.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	杵岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	393,052	234,504	42,163	133,670	99,124	28,290	20,722	27,416	23,995	33,861	25,285	40,935	41,186
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	371,559	143,374	計画廃止	91,034	89,628	未着手	5,127	未着手	3,301	計画廃止	3,404	13,491	5,390
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	361,645	133,017		78,561	88,206		3,895		2,176		2,439	9,143	3,511
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,912	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.5	61.1		68.1	90.4		24.7		13.8		13.5	33.0	13.1
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.8		86.3	98.4		76.0		65.9		71.7	67.8	65.1
(6) 総事業費(千円)(J)	350,144,958	142,371,490		107,082,326	82,548,690		8,950,913		6,747,033		8,853,219	22,171,687	13,906,193
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	115,320,358	53,764,488		35,130,415	30,127,781		3,721,079		2,984,550		3,976,255	9,520,879	5,955,750
イ 企業債(千円)	185,806,753	73,967,540		53,890,466	41,913,004		4,242,500		3,070,500		4,067,983	9,983,400	5,699,900
ウ 受益者負担金(千円)	4,295,280	4,021,067		5,152,212	2,750,876		127,538		90,673		81,937	161,363	177,148
エ その他(千円)	44,722,567	10,618,395		12,909,233	7,757,029		859,796		601,310		727,044	2,506,045	2,073,395
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,636,654	93,474,113		74,972,807	56,753,897		7,147,247		4,206,514		6,463,346	13,995,841	7,177,011
イ ポンプ場費(千円)	20,666,665	5,905,009		4,208,081	4,665,436				228,012			921,397	1,734,355
ウ 処理場費(千円)	109,986,438	40,658,783		21,637,108	20,513,137		1,770,801		2,293,187		2,389,873	6,824,872	3,921,077
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,655,283	288,568								
オ その他(千円)	14,855,201	2,333,585		1,609,047	327,652		32,865		19,320			429,577	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	216,859,925	101,929,301		70,190,737	55,087,159		7,066,911		6,711,013		8,025,721	17,991,081	11,742,875
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.9	71.6		65.5	66.7		79.0		99.5		90.7	81.1	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,853	720		546	521		48		43		47	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	10	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m ³ /日)(L)	115,920	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和5年度決算統計(令和6年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
長崎市	3	6	682	1,624
佐世保市	11	15	48,460	55,117
島原市	1	1	69,000	63,000
諫早市	40	25	75,837	37,244
大村市	11	9	73,000	52,000
平戸市	4	3	10,000	10,000
松浦市	6	6	2,143	2,494
対馬市	27	23	7,971	13,035
壱岐市	1	3	3,122	9,893
五島市	5	7	25,540	37,972
西海市	1	3	10,839	33,243
雲仙市	4	4	21,899	18,806
南島原市	24	6	129,772	34,529
計	138	111	478,265	368,957

※各市実績調査結果による。

資料1-5

令和6年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
合計			265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	67,799,243

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

資料1-6

		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和6年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
			県営	県費補助		県営	県費補助
1	長崎市	32	県営	25	31	県営	22
			県費補助	7		県費補助	9
2	佐世保市	96	県営	47	78	県営	58
			県費補助	49		県費補助	20
3	諫早市	8	県営	1	8	県営	1
			県費補助	7		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	3	県営	2	1	県営	0
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	1	県営	1	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0	1	県営	0
			県費補助	0		県費補助	1
13	西海市	2	県営	1	1	県営	0
			県費補助	1		県費補助	1
合計		145	県営	80	123	県営	84
			県費補助	65		県費補助	39

資料1-7

2020年8月現在

国内のジェットフォイル (22隻)

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ
建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友
建造: 1989年6月
運航: 東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世
建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船



KJ04 929-117 ペがさず
建造: 1990年3月
運航: 九州商船



KJ05 929-117 ビートル
建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3
建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 ペがさず2
建造: 1990年10月
運航: 九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世
建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴァーナス
建造: 1991年3月
運航: 九州郵船



KJ10 929-117 すいせい
建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット
建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船



KJ12 929-117 トッピー2
建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トッピー3
建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造: 1994年6月
運航: 東海汽船



KJ15 929-117 ロケット
建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結
建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トッピー7
建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 きんぎょ
建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 霞
建造: 1980年8月
運航: 東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹
建造: 1981年2月
川崎重工業神戸工場にて架中



BJ23 929-115 ロケット2
建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴァーナス2
建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

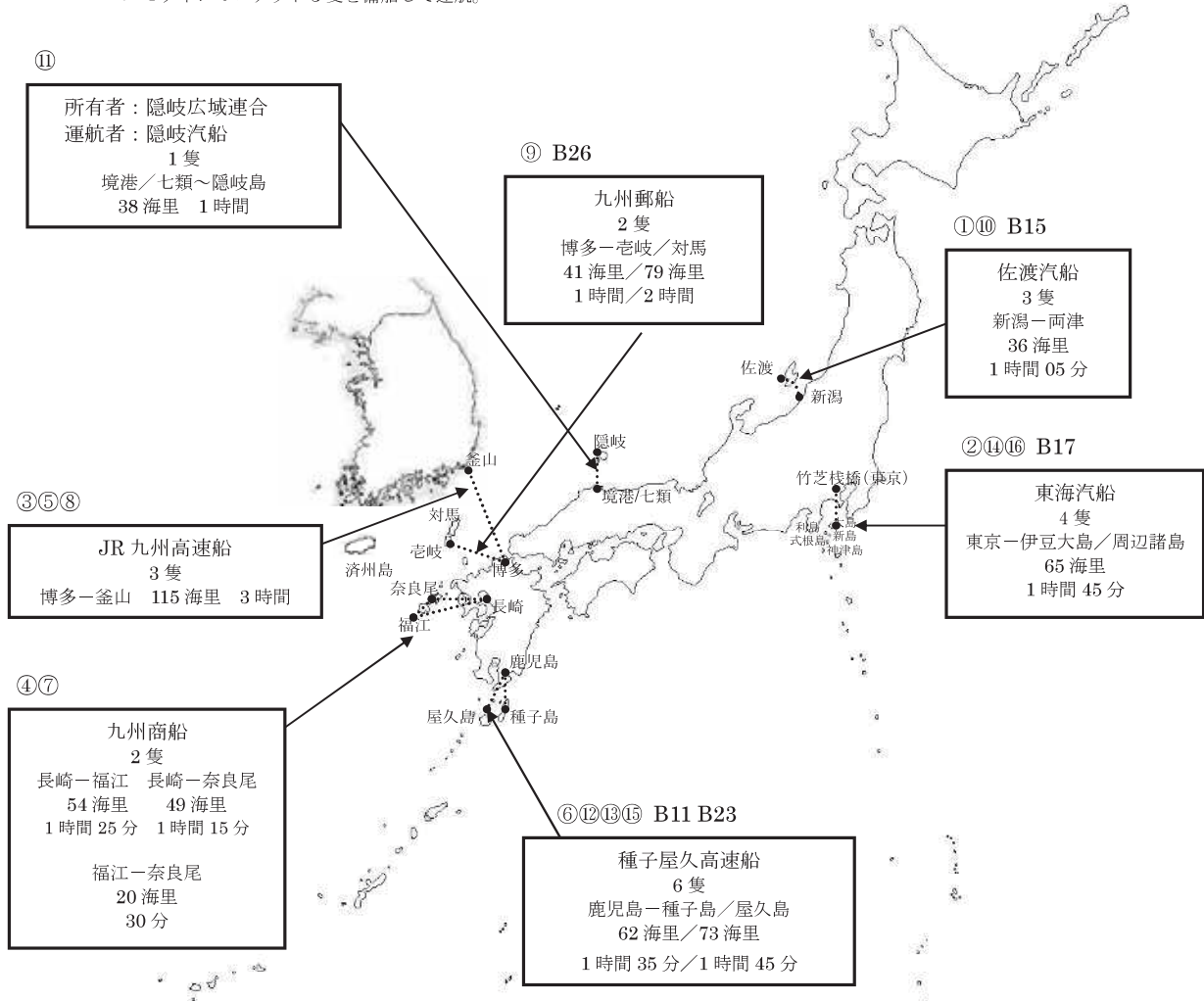
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

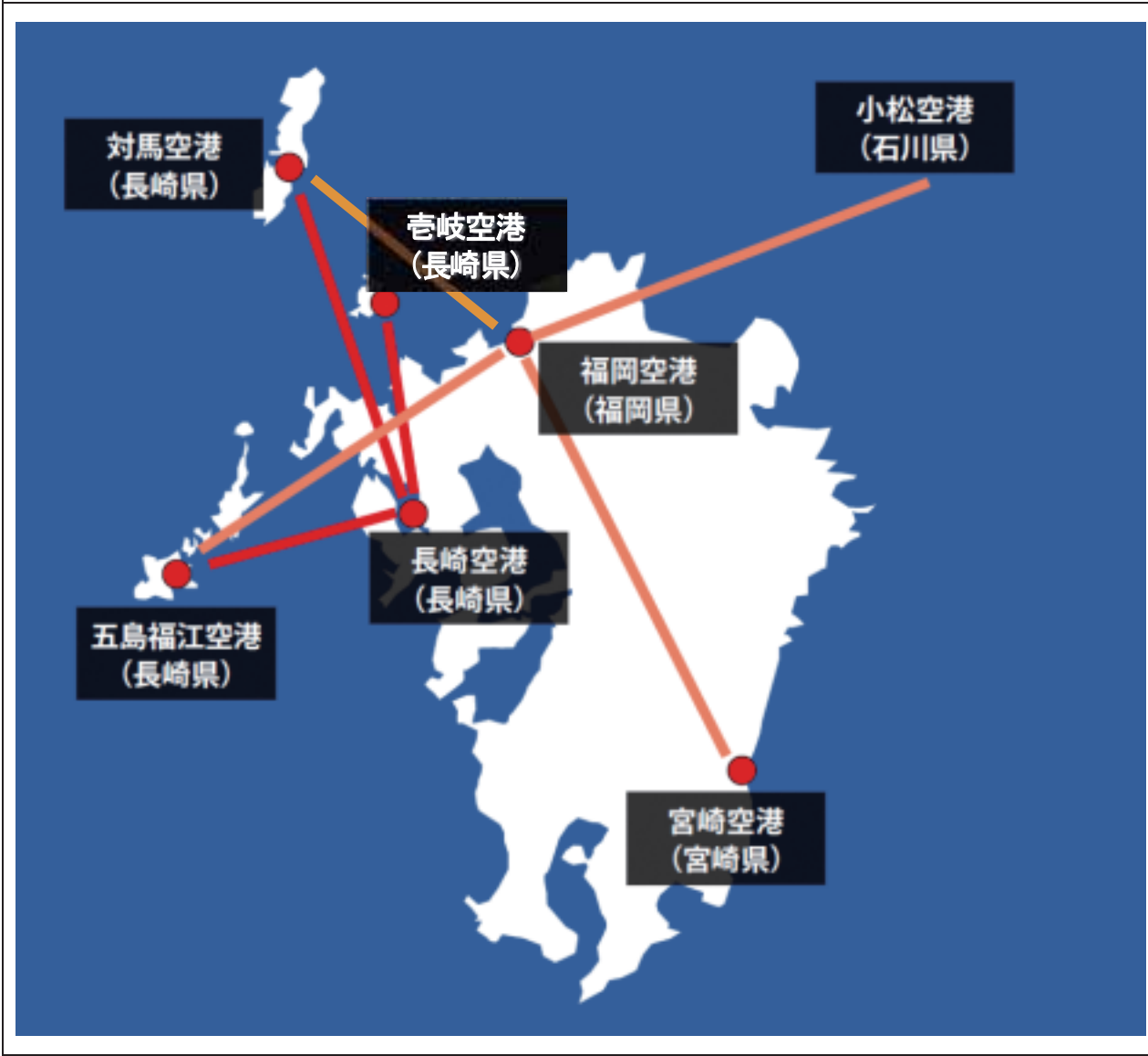
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を備船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

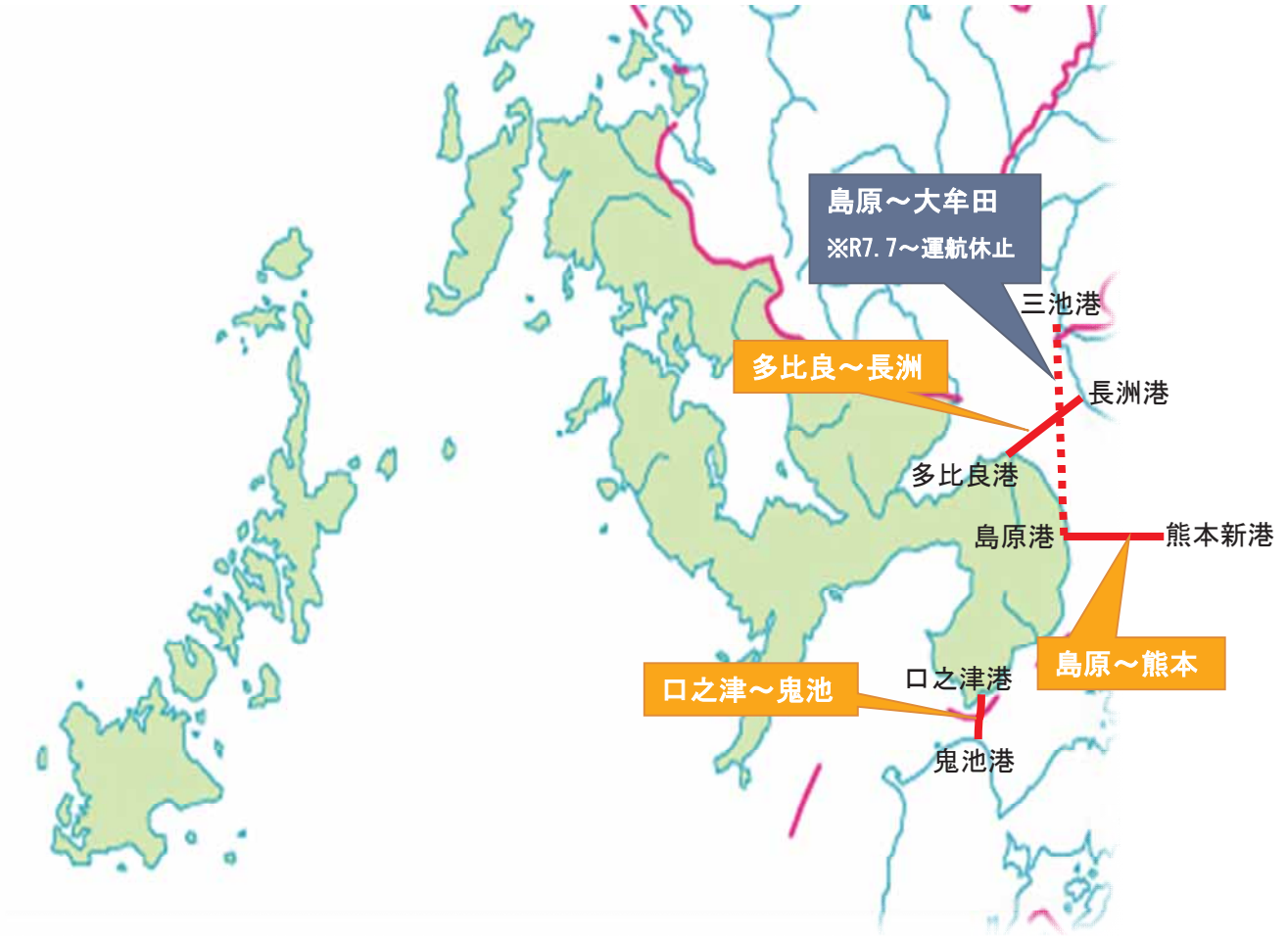


航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	彦岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	8	1	11	14	4	3	3	44
R4	9	5	0	1	8	2	2	27
R5	6	3	7	5	2	5	1	29
R6	27	9	15	11	1	4	1	68

資料1-9

半島航路の維持・確保について



第2 国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

第3 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。

(10) 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の費用について

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を安定的に実施するため、次の事項について国に働きかけること。

① 接種費用の財政支援について

令和6年度から定期接種化された新型コロナウイルスワクチンについては、令和7年度は接種費用に対する助成金が廃止されたが、予防接種費用が高額であることから、財政支援を講じること。

② 接種費用標準額の見直しについて

令和6年度及び令和7年度の接種費用については標準額が示されており、多くの自治体が標準額で接種を実施しているが、標準額のうち予診費用は臨時接種の際に示された積算の方法と異なっていることから、臨時接種と同じ積算で見直すこと。

(11) 産科医療体制の整備について

分娩取扱施設が少ない地域において、身近な地域で安心して出産できるよう、産科医及び分娩取扱施設を確保するため、必要な体制整備及び財政面や訴訟等における支援を行うこと。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。

資料3-1

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	479,899	2,256	470.1	2,116	51	589	60	529
佐世保北医療圏	290,339	813	280.0	786	35	260	51	209
県央医療圏	262,608	883	336.2	849	32	249	51	198
県南医療圏	118,418	246	207.7	236	16	113	23	90
五島医療圏	31,835	76	238.7	72	4	38	7	31
上五島医療圏	17,762	36	202.7	35	1	22	1	21
杵岐医療圏	22,660	51	225.1	48	5	15	0	15
対馬医療圏	25,912	63	243.1	61	2	34	1	33
長崎県合計	1,249,433	4,424	354.1	4,203	146	1,320	194	1,126
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について

(1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が償還払いの方法で行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。併せて、市民の利便性や事務負担軽減のため、現在の高校生世代への助成を含め、全世代とも現物給付の方法を導入すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営

していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

第5 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場では慢性的な介護従事者の人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び介護事業者指定申請手続の簡素化などの支援を確実に実施すること。

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	—	6,126	—	△ 0.8 %

第6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 長崎県地震等防災アセスメント調査の再実施について

平成18年3月に「長崎県地震等防災アセスメント調査」が作成・発表されてから、すでに19年が経過している。

当調査結果は、長崎県及び県内市町の地震防災対策の基礎資料となっていることから、最新のデータを用いて再度アセスメント調査を実施すること。

2. 消防団協力事業所に対する更なる支援措置の充実について

全国的に少子高齢化が進んでおり、その中でも特に長崎県は、若者の流出人口が多い県でもあります。このようなことから、地域活動に貢献していく若者の絶対数が少なくなり、地域を支える消防団員の確保も難しい状況となっています。また、全国的に災害が激甚化している現状もあり、消防力だけでなく、地域の見守り役としても活動する消防団員の減少を抑えなければなりません。

現在は、事業所の協力を通じて、消防団員の確保など、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした「消防団協力事業所表示制度」があります。認められた事業所は、「消防団協力事業所」として、広く公表するなど社会貢献として認められるものの、協力事業所への支援措置としては十分といえない状況です。

つきましては、消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するために、消防団協力事業所に対する更なる支援措置を講じること。

第7 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、こ

れまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。

- (3) 新幹線効果拡大のための佐世保線及び大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること。
- (4) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第8 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 道路網の整備について

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の整備促進
- イ 佐世保道路（佐世保中央 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の整備促進
- ウ 佐世保大塔 IC 周辺の渋滞対策の早期実施
- エ 武雄佐世保道路（武雄南 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の早期着工
- オ 武雄佐世保道路の 4 車線化に合わせた休憩施設の設置

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町間の早期事業化

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 西彼杵道路の整備促進

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

⑥ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑦ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑧ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパスの4車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの安全対策の促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

④ 一般国道207号の早期整備

- ア 佐瀬拡幅の早期整備
 - イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
 - ウ 東長田拡幅の早期整備
- ⑤ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化
 - ア 一般国道207号長田バイパス交差点から一般国道34号
 - ⑥ 一般国道202号福田（仮称）バイパスの早期事業化
 - ⑦ 一般国道499号（栄上工区）の早期完成
 - ⑧ 一般国道382号の整備促進
 - ⑨ 一般国道384号の整備促進
 - ⑩ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進
 - ⑪ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化
 - ⑫ 主要地方道野母崎宿線の整備促進
 - ⑬ 主要地方道厳原・豆碓・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
 - ⑭ 主要地方道福江富江線の整備促進
 - ⑮ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期完成

（3）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-2 参照）

2. 地方における無電柱化事業の促進について

地方における無電柱化事業を促進することは、地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、

良好な景観の形成や観光振興等の観点から極めて重要である。

能登半島地震では、電柱の倒壊に伴う道路閉塞や長時間の停電が発生し、早期の復旧・復興に支障を来したことから無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

国においては、令和3年5月（計画期間：～令和7年度）に策定した無電柱化推進計画のなかで、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図ることとされており、長崎県においては、整備延長で約16kmの無電柱化に着手することなどが示されている。

しかしながら、昨今のかかる予算配分状況において、要望額に対し十分な予算措置がされていないことや、地方の国県道においては狭小で歩道がない道路が多く存在しており、地上機器の設置場所などの課題解決に向け、地元同意を得るための技術的支援など各自治体に寄り添った対応が必要不可欠となっている。

このようなことから、地方にとっても重要な事業である無電柱化を着実に推進するため、国・県ともに適時、次期無電柱化推進計画の策定を行い、資材価格の上昇なども勘案した上で計画的かつ安定的に無電柱化に取り組むことができるよう関係予算の満額確保を図ることについて国に対し要請すること。

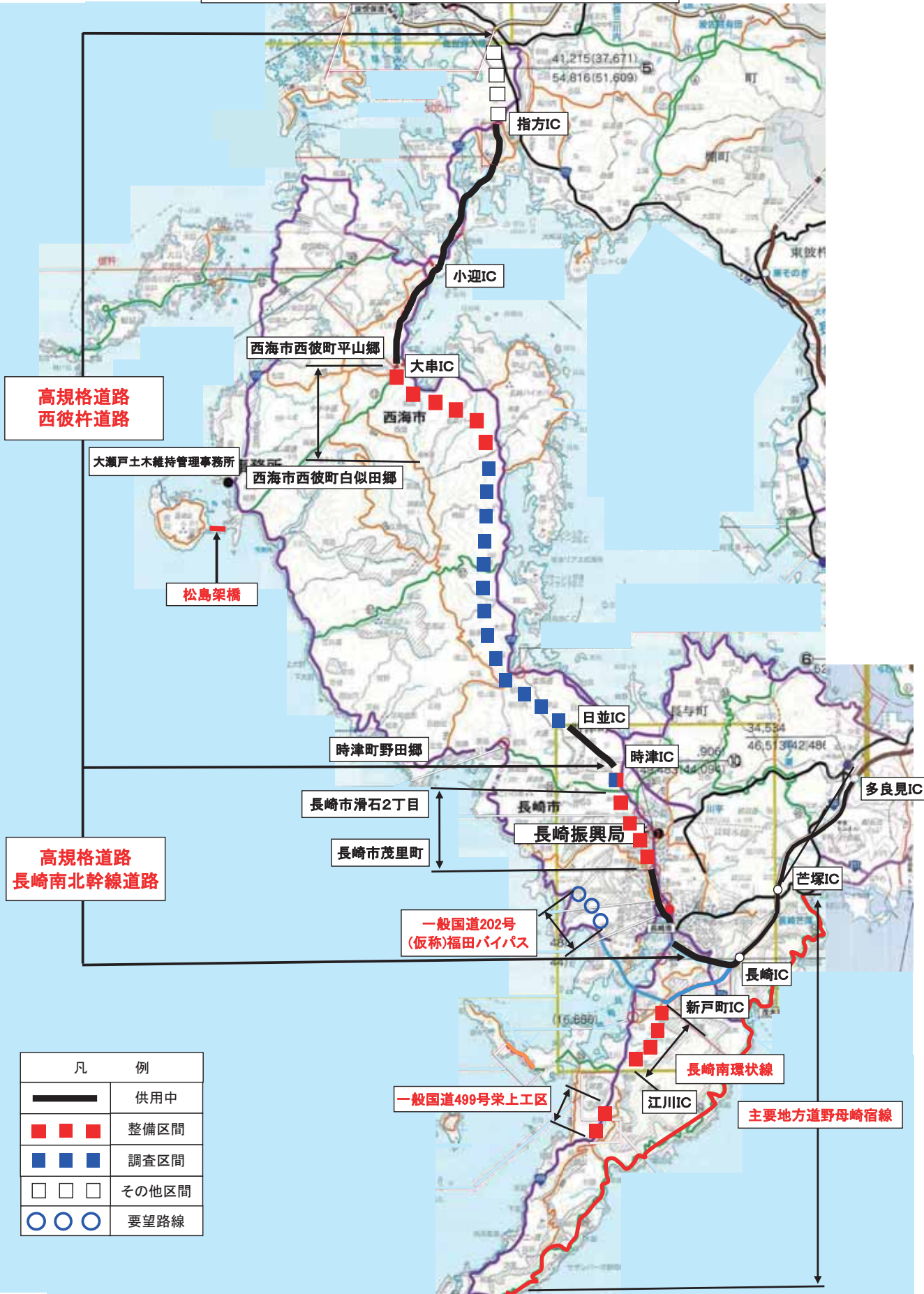
3. 港湾の整備促進について

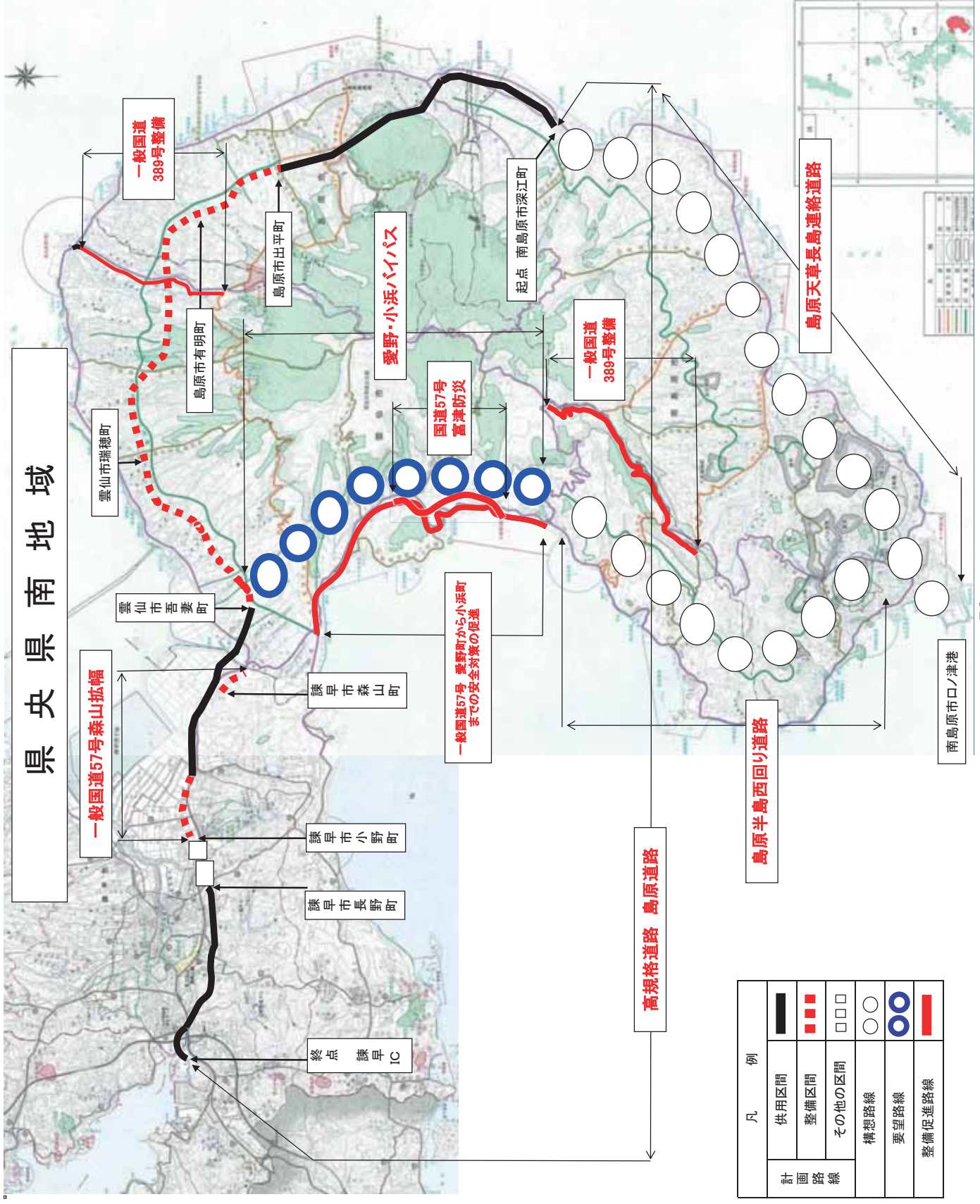
港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

長崎、西彼杵、佐世保地域





県央 県南 地域

一般国道57号森山拡幅

一般国道 389号整備

鳥原市有明町

鳥原市出平町

愛野・小浜バイパス

国道57号 富津防災

一般国道 389号整備

起点 南島原市深江町

一般国道57号 愛野町から小浜町 までの安全対策の促進

高規格道路 島原道路

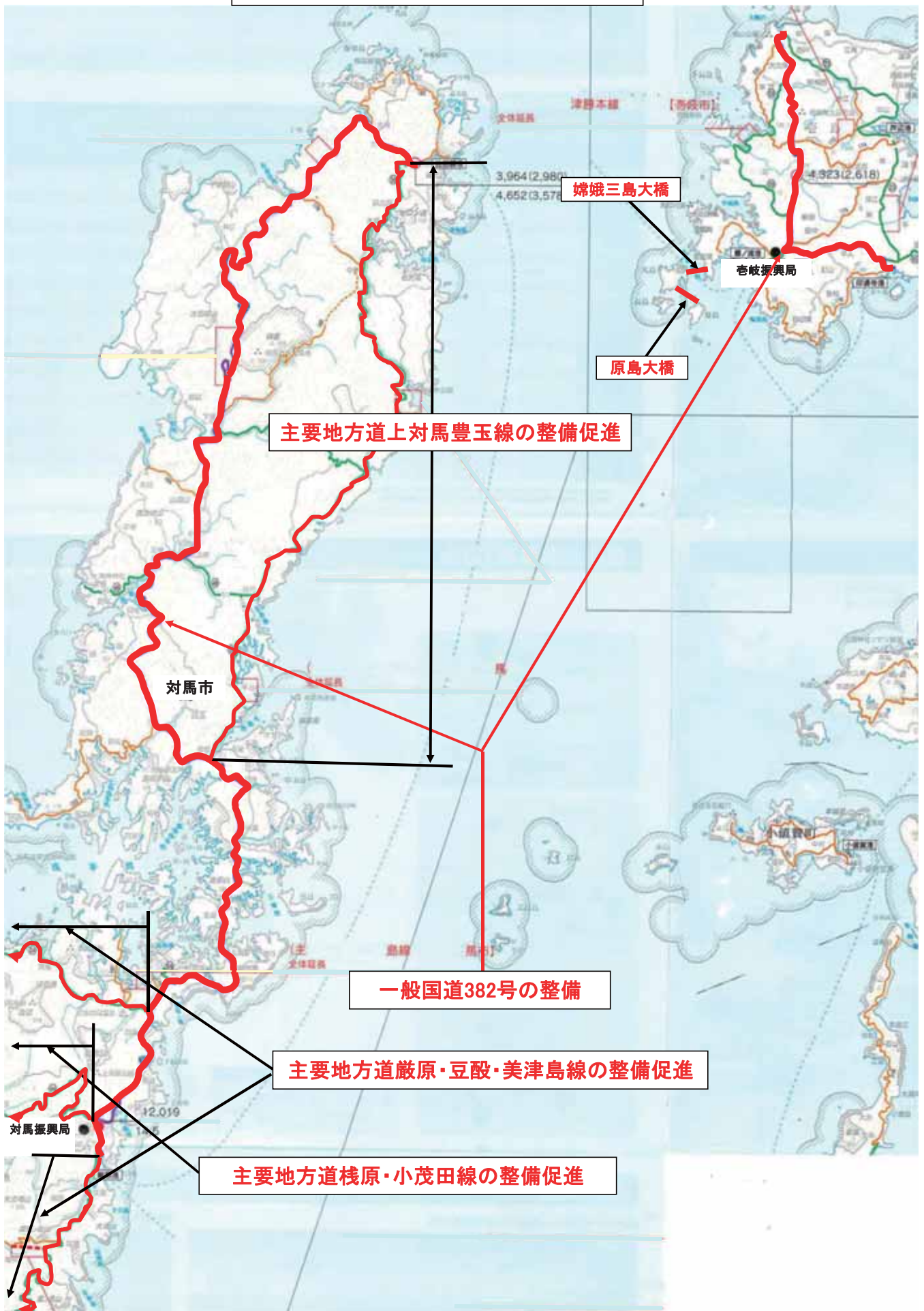
島原半島西回り道路

島原天草長島連絡道路

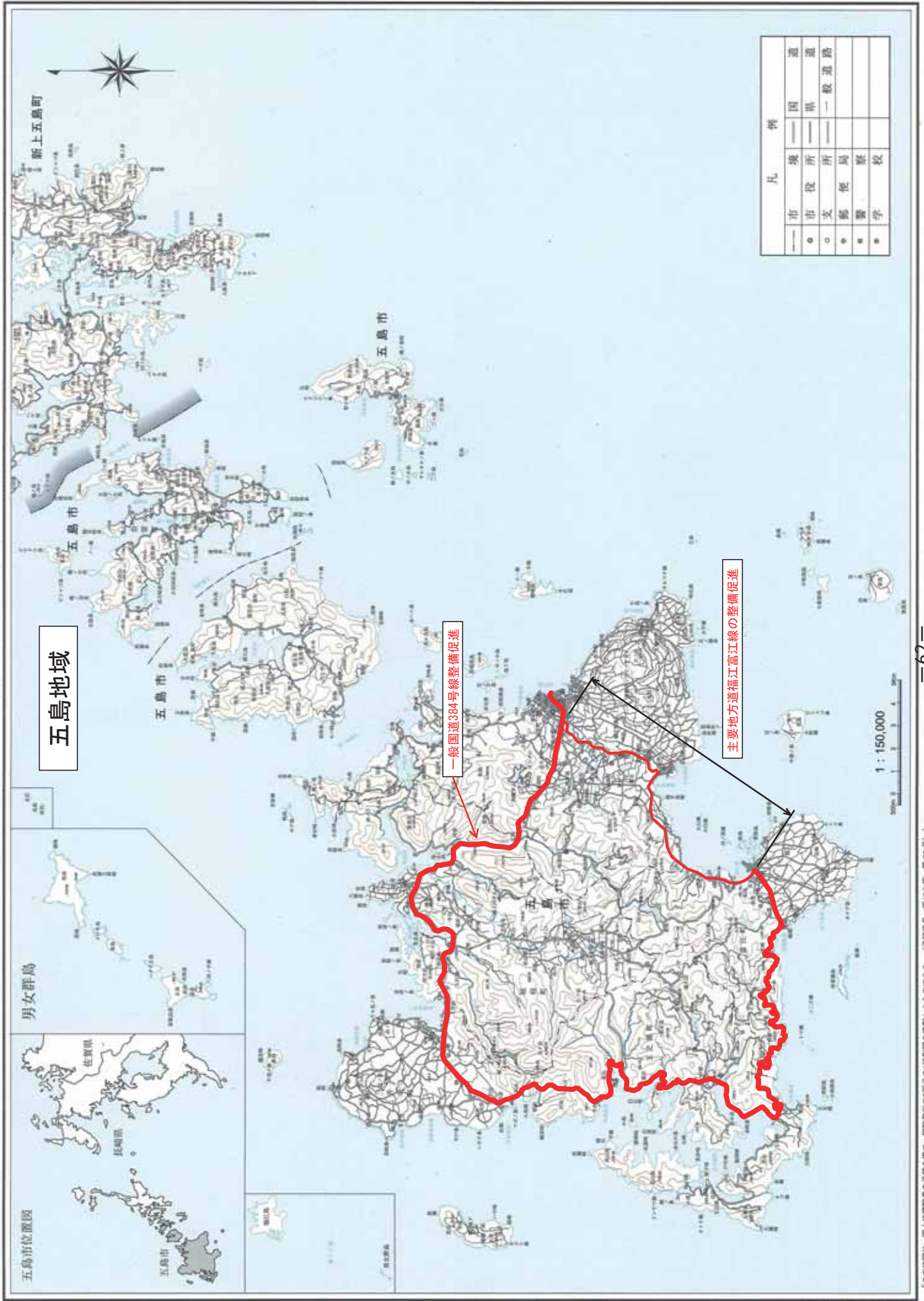
南島原市ノノ津港

凡 例	
計画路線	供用区間
	整備区間
	その他の区間
	構想路線
	要望路線
	整備促進路線

吉岐・対馬地域



五島市全図



五島地域

一般国道384号線整備促進

主要地方道福江富江線の整備促進

凡 例	
—	市 境
—	市 役 所
○	支 所
●	郵 局
●	警 察
●	学 校
—	国 道
—	県 道
—	一般 道 路

【この地図は、国土交通省の委託を得て、国土地理院の25万分の1地形図を複製したものである。（複製番号 平18本図、第35号）】



【大村湾の概要】

- ・ 沿岸延長 3 1 3 km
- ・ 湾の面積 3 2 0 km² (約 南北 2 6 km、東西 1 1 km)
- ・ 水深 平均 1 4 . 8 m (最大 5 4 m)
- ・ 流水人口 9 7 3,4 9 2 人

※長崎県市町別年齢別推計人口 (R6年 1 0 月現在)

- ・ 島の数 5 8 (0 . 1 h a 以上のもの)

第9 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度

の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、アナグマ、カラス等による農作物被害額は依然多いことから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 9-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖共済の充実・加入促進について

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

そのような中、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入が困難な状況にあるうえに、養殖共済に加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言いがたい状況にある。そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 漁業就業者対策の充実について

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、さらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

農業における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県事業である漁業就業実践研修事業において、個人経営体に対して所得要件を設けることは、他の職種への流出等も懸念されるため、漁業継承コースの対象漁家の「直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満」の要件を廃止すること。

資料9-1

令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成6～令和5年度）

【県内の被害状況】

（被害金額、単位：千円）

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)
イノシシ	68	116	49	172%	604	1271	666	210%	99,800	151,845	52,045	152%
カラス	4	3	▲2	62%	67	46	▲21	68%	15,827	7,626	▲8,201	48%
ヒヨドリ	2	1	▲1	40%	20	6	▲14	30%	4,544	1,678	▲2,866	37%
シカ	3	2	▲1	71%	19	28	9	150%	3,013	2,145	▲868	71%
アナグマ	2	2	0	119%	23	24	1	104%	10,649	6,649	▲4,000	62%
タヌキ	1	1	0	117%	16	11	▲5	67%	5,492	2,323	▲3,169	42%
アライグマ	2	0	▲1	19%	25	9	▲16	35%	7,243	7,893	650	109%
スズメ	0	0	▲0	75%	2	1	▲1	70%	499	338	▲161	68%
カモ	38	34	▲4	91%	188	214	26	114%	24,668	34,501	9,833	140%
その他の鳥獣類	1	1	0	220%	2	3	1	167%	1,080	1,827	747	169%
合計	118	160	41	135%	966	1612	646	167%	172,815	216,825	44,010	125%

年度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計
H6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815
R5	151,845	2,145	7,626	55,209	216,825
備考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生		

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

第 10 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 10-1 参照）

2. 工業団地の整備について

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について

長崎にホームを置く V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカ（以下「両クラブ」という。）について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- （1）長崎県及び県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、両クラブを県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- （2）両クラブと自治体が連携し、両クラブの地域貢献活動を広く県内に展開するため、長崎県が県内自治体の窓口として両クラブとの連携を図ること。
- （3）県民応援 DAY を県内自治体の観光・物産の PR の機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産の PR の機会ととらえ、アウェイサポーター及びアウェイブースターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前県内自治体の観光・物産の PR を行うなどの新たな取り組みを図ること。
- （4）ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、国際航空路線の就航や客船の受け入れ拡大等に伴い訪日外国人数はコロナ禍前を上回る勢いである。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 長崎県内のみならず九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%又は6%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和

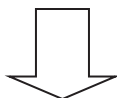
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和 7 年度までに段階的に 35 人に引き下げられるが、小学 1、2 年生を 30 人学級とするとともに、中学校においても 35 人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっ

ている。については、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。

(資料 11-1 参照)

4. 養護教諭の配置について

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財源確保について

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財源を確保すること。

(資料 11-2 参照)

7. 教育施策に係る人的措置の補助充実について

増加を続ける不登校児童生徒や家庭に困難を抱える児童生徒への支援、教職員の働き方改革に対応するため、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）や校内別室支援員特別支援教育支援員等を配置しており、その配置にあたっては、国や県の各種補助を活用しているが、示されたスキームと実際に措置される金額が乖離しているものもある。

これらの施策を積極的に展開することにより、子どもたちの教育環境を充実させていきたいと考えていることから、今後もさらなる財源を確保すること。

8. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

9. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

（資料11-3参照）

10. ICT支援員配置のための支援について

各自治体において学校のICT教育環境整備は整いつつあるものの、さらにICT機器を効果的に活用するためには研修等を通じそのスキル向上に努めている。しかしながら、教職員の負担が減ることはなく、ICT機器を用いる学習準備（学習系）や校務処理のためのICT機器利用（校務系）に追われることも多い。

そこで、県においては、引き続きICT教育に関する研修を全県的に充実させるとともに、「ICT支援員」の配置の拡充に努め、ICT教育環境の充実を図ること。

（資料11-4参照）

11. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について

(1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

(2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 11-6 参照)

12. 統合型校務支援システムの導入について

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校及び義務教育学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果及び活用促進について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。

13. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における45時間超の時間外勤務の割合が高くなっていることから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや県が示している教頭の業務の見直し案については、速やかに実行に移すこと。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

14. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、毎年補助単価の嵩上げ措置がなされているものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費と乖離しているため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、算定割合や補助単価が有利な空調設備整備臨時特例交付金が新設されているが、避難所要件を必要とするものとなっている。

そのため、避難所機能を有しない学校については、従来の大規模改造事業を活用することとなるが、大規模改造事業にあつては、毎年、補助単価の嵩上げ措置がなされているものの、依然として実工事費との乖離が大きいため、さらなる補

助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

15. 特別支援学級編制基準の弾力化について

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、障害の多様化も進んでいることから、教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にあるが、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人で1学級とするよう国へ要望すること。

また、国による編制基準の見直しが行われるまでは、上記編制となるよう、県独自の予算措置を講じること。

16. 学校給食費の無償化について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えます。

このことから、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などを十分に踏まえたうえで、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

資料11-1

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和7年5月1日現在

市名	学校数(校)	児童生徒数(人)	児童生徒数(人)計	指導主事数(人)	
長崎市	小学校	67	17,051	25,154	35
	中学校	37	8,103		
佐世保市	小学校	44	11,872	18,003	34
	中学校	24	6,089		
	義務教育学校	2	42		
島原市	小学校	9	2,128	3,261	6
	中学校	5	1,133		
諫早市	小学校	28	7,280	10,761	13
	中学校	14	3,481		
大村市	小学校	15	6,387	9,454	12
	中学校	6	3,067		
平戸市	小学校	15	1,272	1,960	6
	中学校	8	688		
松浦市	小学校	9	942	1,496	5
	中学校	7	554		
対馬市	小学校	15	1,128	1,738	7
	中学校	11	610		
壱岐市	小学校	18	1,158	1,819	6
	中学校	4	661		
五島市	小学校	11	1,286	2,037	8
	中学校	9	751		
西海市	小学校	9	1,097	1,666	6
	中学校	5	569		
雲仙市	小学校	16	1,958	2,923	7
	中学校	7	965		
南島原市	小学校	15	1,738	2,704	8
	中学校	8	966		
計	小学校	271	55,297	82,976	153
	中学校	145	27,637		
	義務教育学校	2	42		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和7年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0(30) 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	21	1日4時間、週2～3日勤務、中学校21校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校 R05～07 中21校
	学校サポーター	非常勤職員	小63校207人 中21校32人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては、全中学校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H29 小58校 H22 小38校 H30 小61校 H23 小38校 R01 小64校 H24 小48校 R02 小50校、中4校 H25 小63校 R03 小61校、中18校 H26 小62校 R04 小64校、中18校 H27 小60校 R05 小61校、中22校 H28 小58校 R06 小62校、中20校 R07 小63校、中21校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	12(0)	週30時間6人、週20.25時間6人 計12人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	令和6年度から長崎市雇用が12人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	学びの支援センター(旧適応指導教室)	会計年度任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	令和5年度から2人体制となる。
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(30)	不登校等対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校 R05 小68校 中37校 R06 小67校 中37校 R07 小67校 中37校
	不登校支援スクールカウンセラー	会計年度任用職員	5(5)	不登校児童生徒への支援に特化し、通常の業務に加え、アウトリーチでの教育相談、カウンセリング等も行う。教育研究所及び抽出校へ配置。	R7	抽出校 R7 小3校 中7校
校内別室支援員	非常勤職員	118	1日2～3時間程度(4時間を超えると場合は2日となる。)各学校年間120日配置。学校の自教室以外の場所で不登校児童生徒の教育相談や学習支援等の必要な支援を行う。	R6	R6 小35校80名 中23校38名	
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	12	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R5 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	校内教育支援センター支援員	非常勤職員	20	一人年間875時間	R6	教育委員会からの委嘱
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H11	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小・中学校に配置。	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。1日6時間の35週	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
諫早市	心の相談員	パートタイム 会計年度任用 職員	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
				週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用 職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談活動を行っている。また、地域巡回を行っている。
	スクール カウンセラー	県非常勤 職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にもエリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行う。)	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソー シャルワーカー	パートタイム 会計年度任用 職員及び 県非常勤職員	2(1)	市雇用のSSWは、1日7.5時間、週4日勤務、諫早市少年センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連絡・調整。	H23	県配置1名(H23~) 市雇用2名(R6~)
大村市	心の教室相談員	会計年度 任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21~H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソー シャルワーカー	会計年度 任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度 任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクール カウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	教育支援セン ター室長	会計年度 任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	教育支援セン ター補助指導員	会計年度 任用職員	4	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	教育支援セン ター心理支援員	会計年度 任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生 サポートルーム	会計年度 任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	教室支援員	会計年度任用 職員(パート)	4	雇用期間は年間 2名:勤務は週30時間(1日6h×5日)、報酬は月額 2名:勤務は週29時間、報酬は時給	H11	
	スクールソー シャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。 様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築を行う。	H24	
	スクール カウンセラー	県配置 非常勤職員	0(6)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・カウンセリングを行う。	H17	
松浦市	適応指導教室 指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 不登校児童生徒に対して、個別指導や小集団での相談・指導を行いながら、集団生活に適應できるよう支援する。	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソー シャルワーカー	会計年度任用 職員(県配置 職員)	0(2)	週1日(1日6時間)の勤務。市内を6地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクール カウンセラー	民間委託	1(5)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度 任用職員	3	年間152日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に各1名配置予定)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度 任用職員	61	年間152日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校15校、中学校9校に83名配置予定)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援セン ター指導員	会計年度 任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソー シャルワーカー	会計年度 任用職員	1(1)	県:1日6時間、週3日年間35週を基本。拠点校の中学校1校に配置 市:1日6時間、週1日年間35週を基本。拠点校の小学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和7年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
吉崎市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。小学校をエリア校として派遣。	H19	
	カウンセラー等派遣	非常勤職員	3	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が派遣。224時間/年間。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	R6	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談等を行う。学校教育課に配置。	H27	
	教育支援教室相談員	会計年度任用職員	1(0)	6.5時間で週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室(8:00～15:30)。必要な教育相談・支援を行う。	R6	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	3(0)	1名が6.5時間、2名が3時間で、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室(8:00～15:30)。必要な教育支援を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	2	週5日、1日7時間、年間200日を上限。他校に要請があった学校へ、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	4(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。市内小中学校から要請があった際に派遣する。	H13	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	悩みを抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等、市内小中学校から要請があった際に派遣する。	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	(市)会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22～H23 中6校 H24 中5校 H25～ 中4校
	教育支援センター指導員	(市)会計年度任用職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	(市)会計年度任用職員 (県)会計年度任用職員	1(1)	悩みを抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21～H24県配置 H25.5～H26 1名雇用 H27～県配置1名 H30～市雇用1名
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。令和7年度は教育支援センターに1名配置。	H18	R5～全校配置
	校内教育支援センター(SSR)支援員	(市)会計年度任用職員	2	不登校対策として、市内小学校1校、中学校1校に設置したSSRIにおいて、個々の実態に応じた学習等の支援を行う。	R7	R7～ 小1校 中1校
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	23	1日5.5時間、年間170日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校1校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	※現在1名募集中。
	訪問指導員	会計年度任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	悩みを抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	11	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。小学校4人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	悩みを抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和7年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	48	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計48人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～06…43人 R07…48人
佐世保市	学校司書	パートタイム会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	H17…3人 H18～21…4人 H22…14人 H23…17人 H24…18人 H25～27…14人 H28～30…20人 R01～R6…23人
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員(パート)	6	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	4	年間230日間(1日7時間)、各学校を週1または2回巡回して勤務	H26年7月～	R6から4人
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム会計年度任用職員	5	1日6.5時間 一人あたり3～6校を担当し、巡回して勤務。規模が大きい学校(小2・中4)は、年間35日、規模が小さい学校(小16)は、年間28日勤務。	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～R6…4人 R7～5人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	5	司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校・小学校7校に配置。(中学校1校、小学校1～2校を兼務) 図書補助員(1人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校2校に配置	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員(スクールホーター)	23	1日5.5時間、年間170日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校1校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	※現在1名募集中。
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小67、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ※3学級以上の場合は、各2台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」及び「Canva」を利用 ※令和5年度より全小中学校でAI型ドリル教材「キュビナ」を利用
佐世保市 (小44、中24、義務2)	全小・中・義務教育学校に2台整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3543台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 タブドリLive!(東京書籍)を導入
諫早市 (小26、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各1台 6特別教室 各1台 ※校内LANに無線接続	【児童生徒用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 市内各小・中学校 普通教室 各1台 特別教室 各1台 ※校内LANに無線接続	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全導入。	【児童生徒用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オクリンクプラス」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童に導入
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」「Canva」を利用
対馬市 (小15、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせて、4～6台 中:普通教室全てに導入	市内全児童生徒に1人1台整備済(chromebook) Workspace for Educatin、ミライシードを活用
五島市 (小11、中9)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1,764台(教師用含む) 中:856台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud、ラインズeライブラリ、事例で学ぶNetモラルSP)
西海市 (小9、中5)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・授業支援アプリ「ロイロノート(小1～小6、中1～中3)」 ・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6、中1～中3)」 ・AIドリル「eライブラリアドバンス(小1～小6、中1～中3)」
雲仙市 (小16、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 ※令和7年度に、1127台を入れ替え予定 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用 ドリル教材は「eライブラリアドバンス」を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】普通教室・特別教室 小:137台(普通教室1台程度) 中:72台(普通教室1台程度) 【大型モニター】普通教室・特別教室 小:31台 中:35台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和7年5月1日現在

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小67、中37)	小:国語、社会、算数、理科、外国語、(その他教科書付属の道徳、書写、図工、家庭科、保健、生活科) 中:国語、社会、数学、理科、英語(その他教科書付属の道徳、書写、技術・家庭、美術、音楽、保険)	ICT支援員11名を業務委託にて配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	【指導者用】 小学校:国語、書写、算数、外国語、生活科、図工、保健、家庭、道徳 中学校:全教科(地図以外) 【学習者用】 小学校:英語(5・6年)全校、算数(5・6年)28校 中学校:英語(全学年)全校、数学(全学年)15校	令和7年度は単年度の業務委託事業 市内70校に対して、16名のICT支援員を配置	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	【学習者用】(文科事業) 英語:全小中学校 算数・数学:小6校中3校(希望校) 【指導者用】 国語・地歴公民・音楽:全中学校	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員)R5:2名雇用(ICT支援員) R6:2名雇用(ICT支援員)R7:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担) ※(就学援助世帯)に対し、オンライン学習通信費を扶助)
諫早市 (小26、中14)	【指導者用】 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健、技術、家庭、英語、道徳)を導入 【学習者用】 ・小・中学校ともに、算数は希望学校、外国語、英語は全校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担 (就学援助世帯)に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:全教科(全学年) 中:全教科(全学年)※地図は除く 【学習者用】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)7校と中学校2校 ※〔算数・数学〕は、令和6年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用	R6年度:1名 時給1245円×6時間(市雇用) R7年度:ICT支援員 1名 時給1390円×6時間(市雇用) 学校ICT支援員 6名 時給1380円×5時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 <デジタル教科書のみ> 小:算数(1~6年生)、理科(3~6年生)、社会(5~6年生) 中:国語、社会(地理、歴史)、理科 <指導書と同時購入> 小:書写、外国語、道徳、図工、家庭科、保健、生活科 中:書写、地理、歴史、公民、地図、数学、理科、音楽、器楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、道徳 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。
松浦市 (小9、中7)	【指導者用】 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 【学習者用】 小:英(5・6年)全校、算(5・6年)4校 中:英(全学年)全校、数(学年)3校	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小15、中11)	【指導者用】 小学校:社会、算数、理科、外国語、道徳、図工、家庭科、保健、生活科 中学校:国語、書写、地理、歴史、公民、地図、数学、理科、音楽、器楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、道徳 【学習者用】 小学校:英語(5・6年生)全校、算数(5・6年生)10校、社会・地図(5・6年生)2校 中学校:英語(全学年)全校、数学(全学年)7校、地理・歴史(1・2年生)2校、公民(3年生)2校、地図(全学年)2校	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
杵岐市 (小18、中4)	小:英語(18校)、算数(9校) 中:英語(4校)、数学(2校)	未配置	未定
五島市 (小11、中9)	小:希望する小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:希望する中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用 ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 ※実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。 ※小・中学校ともに、国語以外の教科においてデジタル教材がセットとなった指導書を導入	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5~:4名(市雇用1名、業者委託3名)	・R4~基本的に各家庭の回線に接続する。 ・就学援助家庭、もしくは特別支援就学奨励費の利用家庭について通信費を補助 ・補助額(1年間の上限額を表記) 就学援助家庭 (15,000円/年) 特別支援就学奨励費補助家庭(7,000円)
西海市 (小9、中5)	【指導者用】 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 R7:小(英語・算数) R7:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	令和7年度は、GIGAスクールサポーター2人を市内14校に合計160回(各校10回程度)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小16、中7)	【指導者用デジタル教科書】 小:国語【書写】、社会【地図】、算数、理科、英語、図工、音楽、家庭、保健、道徳 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】、数学、理科、英語、美術、技術、家庭、保健、道徳 【学習者用デジタル教科書】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と全中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)9校と中学校4校 ※令和6年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	R7年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R6:小(全教科) R7:中(美術・技術・家庭・道徳) 学習者用デジタル教科書 R7:小(英語・算数) R7:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29~R3:ICT支援員(2~4名)を市で雇用 R4~:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

資料11-5

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	-	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	-	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	-	10,880
6	2,700	1,300	6,880	-	10,880
7	2,700	1,300	6,880	-	10,880
8	2,700	1,300	6,880	-	10,880
9	2,700	1,300	6,880	-	10,880
10	2,700	1,300	6,880	-	10,880
11	2,700	1,300	6,880	-	10,880
12	2,700	1,300	6,880	-	10,880
13	2,700	1,300	6,880	-	10,880
14	2,700	1,300	6,880	-	10,880
15	2,700	1,300	6,880	-	10,880
16	2,200	1,100	6,880	-	10,180
17	2,200	1,100	6,880	-	10,180
18	2,200	1,100	6,880	-	10,180
19	2,200	1,100	6,880	-	10,180
20	1,980	990	6,192	-	9,162
21	1,980	990	6,192	-	9,162
22	1,980	1,100	6,192	-	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	-	9,572
25	2,280	1,100	6,192	-	9,572
26	2,280	1,100	6,192	-	9,572
27	2,052	990	6,192	-	9,234
28	2,052	990	6,192	-	9,234
29	2,052	990	6,192	-	9,234
30	2,052	990	6,192	-	9,234
R元	2,052	990	6,192	-	9,234
2	2,052	990	6,192	-	9,234
3	2,052	990	6,192	-	9,234
4	1,952	990	6,192	-	9,134
5	1,852	990	5,944	-	8,786
6	1,852	990	5,944	-	8,786
7	1,852	990	5,944	-	8,786

資料11-6

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	1,100	1,100
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742	540	540
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,415	1,415
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332							
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	3,955	3,955

第 1 2 デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. デジタルサービスの共同利用に向けた支援について

各自治体においては、ICT技術を活用した地方創生2.0の実現のため、デジタル技術の実装（地域社会DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要とされているが、県内の自治体が抱える様々な課題に対しては、課題解決に向けたデジタルサービスも技術面や費用面などを含め多種多様なものが存在しており、その中で各市が専門的な技術や費用の適正性などを判断することが難しい場合がある。また、各市で個別に検討・導入を進めるよりも、県内共通のプラットフォームとして整備した方が効率的で経済性が期待できる場合もある。

縣市町の連携体制の構築や地域社会DXの取組などに対しては、国（デジタル庁）が求める県域でのデータ連携基盤の取扱いビジョンや、市町が抱える個別の課題等を十分踏まえ、各デジタルサービスを統一的なポータル（ID、データ連携基盤）で提供するなど、県が主導的役割を果たすこと。